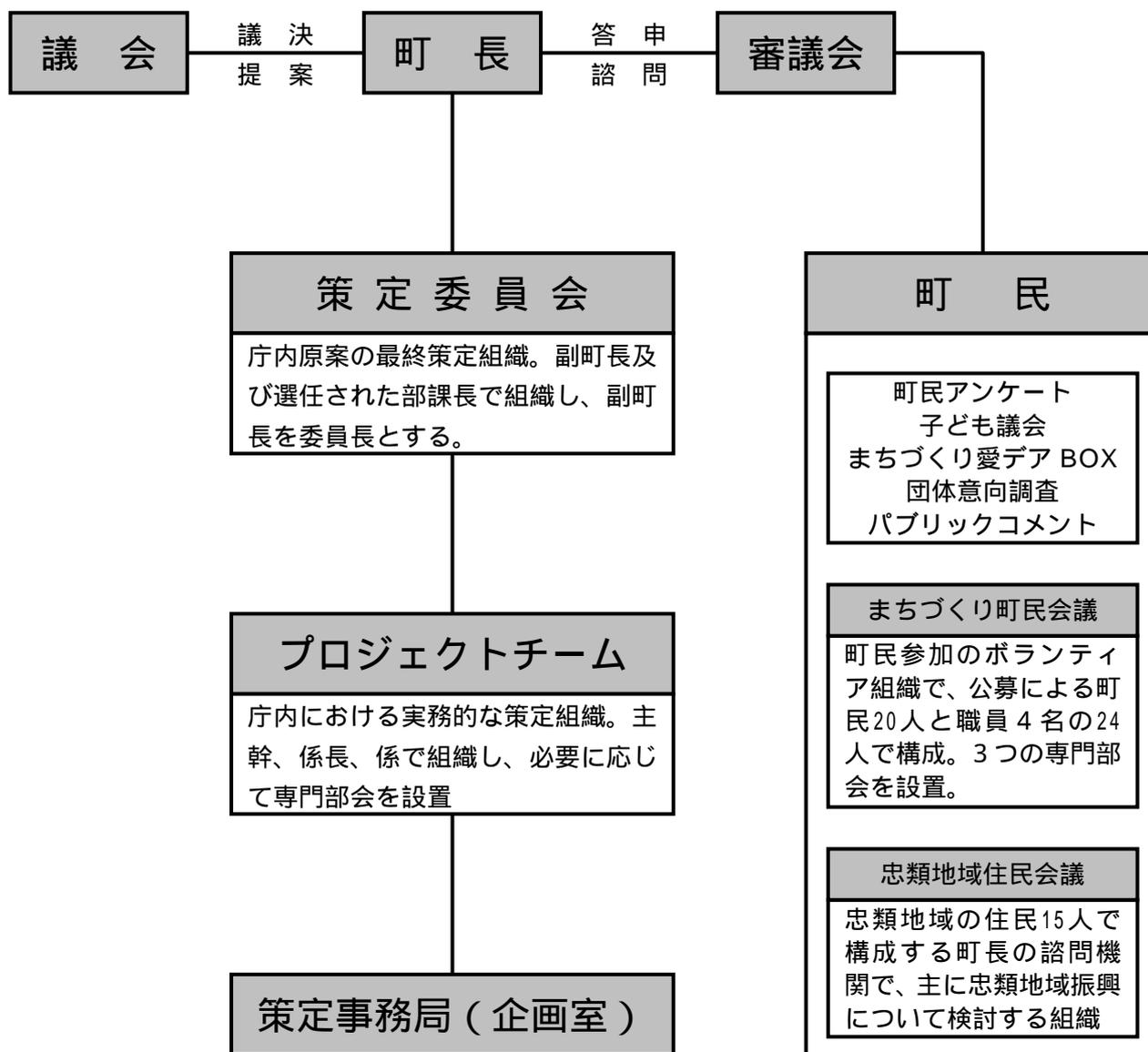


# 資料編

## 第5期幕別町総合計画策定体制



## 第5期幕別町総合計画策定の経過

### 幕別町議会の審議経過

年 月 日	会 議	内 容
19年12月4日	平成19年第4回町議会定例会	第5期幕別町総合計画基本構想提案 第5期幕別町総合計画基本構想審査特別委員会設置
19年12月17日 ~18日	第5期幕別町総合計画基本構想審査特別委員会	審議・採決
19年12月21日	平成19年第4回町議会定例会	議決

### 幕別町総合計画策定審議会の審議経過

年 月 日	会 議	内 容
19年8月9日	第1回総合計画策定審議会	諮問、委員委嘱、役員選出、策定経過、部会構成
19年9月19日	第2回総合計画策定審議会	基本構想について
19年10月11日	第3回総合計画策定審議会	基本構想について、基本計画について
19年10月11日	第1回第1部会	基本計画第1章について
19年10月11日	第1回第2部会	基本計画第3章について
19年11月7日	第4回総合計画策定審議会	基本計画について
19年11月7日	第2回第1部会	基本計画第1章、第2章、第5章について
19年11月7日	第2回第2部会	基本計画第3章、第4章、第5章について
19年11月14日	第5回総合計画策定審議会	部会の審議結果の報告について、基本構想について、基本計画について、答申案について
19年11月16日	答申	基本構想・基本計画の答申

各種調査と啓発

年 月 日	項 目	内 容
18年9月 ～10月	町民アンケート調査の実施	町内3,300世帯を対象に実施。 回答数1,591票 回答率48.2% 集計結果を広報紙・ホームページに掲載
18年9月 ～11月	団体意向調査実施	町内の主な公共的団体に意向調査を実施 18団体が回答
18年10月 ～12月	まちづくり愛デアBOXの設置	町内の主な公共施設に「まちづくり愛デアBOX」を設置。26人応募 応募回答内容を広報紙・ホームページに掲載
18年11月3日	子ども議会開催	庁内15小中学校の児童・生徒29名が1日町議会議員となり、町理事者に対して一般質問を実施 議会中継をインターネット配信、議事録を広報紙・ホームページに掲載
19年10月1日 ～10月30日	パブリックコメント実施	基本構想・基本計画の素案をホームページに掲載、各公共施設に紙媒体配置 (回答方法は掲載と同様)

まちづくり町民会議の開催経過

年 月 日	会 議	内 容
18年11月27日	第 1 回全体会議	総合計画の説明 会議の位置づけ、役割、進め方 部会長選出
18年12月14日	第 2 回全体会議	ワーキング部会の進め方
18年12月14日	第 1 回総務文教部会	部会に分かれて幕別町の課題・長所・短所などを洗い出す
18年12月14日	第 1 回環境民生部会	部会に分かれて幕別町の課題・長所・短所などを洗い出す
18年12月14日	第 1 回産業建設部会	部会に分かれて幕別町の課題・長所・短所などを洗い出す
19年 1 月14日	タウンウォッチング	福祉バスで主な公共施設見学( 8 名参加)
19年 1 月22日	第 2 回総務文教部会	パークゴルフ、キャンプ場、宿泊施設、少子化、子育てについて
19年 1 月23日	第 2 回環境民生部会	少子化、子育て、公共施設について
19年 1 月26日	第 2 回産業建設部会	食の安全・安心、農業のエネルギー転換、特色ある農業、人材の育成について
19年 2 月 5 日	第 3 回総務文教部会	学校関係、地域活動、子どもとのふれあいについて
19年 2 月 5 日	第 3 回環境民生部会	食物残渣の堆肥化、太陽光発電、幕別ブランドについて
19年 2 月19日	第 4 回総務文教部会	公区の取り組み、文化、伝統、芸術、転入者への配慮について
19年 2 月22日	第 4 回環境民生部会	検診、医療、病院、少子化、子育て、環境について
19年 2 月27日	第 3 回産業建設部会	商工業、観光、イベント、企業誘致について
19年 3 月12日	第 5 回総務文教部会	人口問題、子育て、大学誘致について
19年 3 月13日	第 4 回産業建設部会	地産地消、新規就農、企業の存続について
19年 3 月16日	第 5 回環境民生部会	福祉、除雪について
19年 3 月26日	第 6 回総務文教部会	協議の集約、報告書の作成
19年 3 月27日	第 5 回産業建設部会	協議の集約、報告書の作成
19年 3 月28日	第 6 回環境民生部会	協議の集約、報告書の作成
19年 4 月13日	第 3 回全体会議	部会の報告、報告書のまとめ

忠類地域住民会議の開催経過

年 月 日	会 議	内 容
18年9月8日	第8回忠類地域住民会議	策定スケジュールについて 理想の地域像、地域の好きな点、嫌いな点 について
18年10月10日	第9回忠類地域住民会議	理想の地域像、地域の好きな点、嫌いな点 について 人口減少、過疎について
18年11月7日	第10回忠類地域住民会議	生活の安全・安心について 農業について
18年12月7日	第11回忠類地域住民会議	農業について
19年1月11日	第12回忠類地域住民会議	目次について 私たちの願い～理想の地域像～について 忠類地域の課題について
19年5月16日	第16回忠類地域住民会議	新・幕別町の建設と忠類地域振興の方向性 について
19年6月8日	第17回忠類地域住民会議	忠類地域振興計画(仮称)総論について
19年6月13日	総論作業部会	新・幕別町の建設と忠類地域振興の方向性 及び私たちの願い～理想の地域像～につい て文章精査
19年6月21日	総論作業部会	新・幕別町の建設と忠類地域振興の方向性 及び私たちの願い～理想の地域像～につい て文章精査
19年7月3日	第18回忠類地域住民会議	忠類地域振興計画(仮称)総論について採択
19年7月18日	中間報告	忠類地域振興計画(仮称)中間報告書を町長 に提出

庁内会議の開催経過

年 月 日	会 議	内 容
18年 7月13日	第 1 回策定委員会	策定体制について 策定方針について 策定スケジュールについて
18年 8月17日	第 1 回プロジェクトチーム会議	策定体制について 策定方針について 策定スケジュールについて
19年 7月 9日	第 2 回プロジェクトチーム会議	経過について 総合計画の構成について 人口フレーム・土地利用について
19年 7月 9日	部会長会議	専門部会の進め方について
19年 7月 9日	第 1 回総務文教部会	コミュニティ、協働のまち、行財政について
19年 7月 9日	第 1 回環境民生部会	ごみ問題、温暖化防止について
19年 7月 9日	第 1 回産業建設部会	農業関係、商工業関係について
19年 7月24日	第 3 回プロジェクトチーム会議	財政の健全化について
19年 7月24日	第 2 回総務文教部会	基本計画について
19年 7月24日	第 2 回環境民生部会	基本計画について
19年 7月24日	第 2 回産業建設部会	基本計画について
19年 8月 3日	第 4 回プロジェクトチーム会議	基本構想について
19年 8月 3日	第 3 回総務文教部会	基本計画について
19年 8月 3日	第 3 回環境民生部会	基本計画について
19年 8月 3日	第 3 回産業建設部会	基本計画について
19年 8月27日	第 2 回策定委員会	目標人口について、方向性について
19年 9月 5日	第 5 回プロジェクトチーム会議	基本構想について
19年 9月 5日	第 3 回策定委員会	基本構想について
19年 9月25日	第 6 回プロジェクトチーム会議	計画素案の取りまとめについて
19年 9月26日	第 4 回策定委員会	計画素案の取りまとめについて
19年11月 7日	第 5 回策定委員会	住民意見提出に対する回答について 基本構想・基本計画の訂正について

# 幕別町議会議員名簿

(議席番号順)

中	橋	友	子
谷	口	和	弥
齊	藤	喜	志雄
藤	原		孟
堀	川	貴	庸
前	川	雅	志
野	原	恵	子
増	田	武	夫
牧	野	茂	敏
前	川	敏	春
中	野	敏	勝
乾		邦	廣
芳	滝		仁
永	井	繁	樹
杉	山	晴	夫
大	野	和	政
杉	坂	達	男
助	川	順	一
千	葉	幹	雄
古	川		稔

基本構想審査特別委員会副委員長

基本構想審査特別委員会委員長

(副議長)

(議長)

## 幕別町総合計画策定審議会委員名簿

会 長 青 木 實		会長代理 赤 石 裕 元	
第1部会 部会長 吉 川 宏			
佐 伯 。	岡 崎 稔	加 倉 廣 幸	坂 本 登
寺 岡 。	宇佐美 純 一	・ 藤 光 一	小 笠 巖
藤 嶋 幸 雄	内 山 美穂子	西 田 由美子	木 藤 智恵子
青 木 實	赤 石 裕 元		
第2部会 部会長 斉 藤 博			
林 郁 男	松 本 純 一	倉 井 亮	大 野 圭 市
山 。	大 谷 。	白 木 艶 子	佐 藤 恵 子
澤 田 繁 雄	岡 田 正 著	野 坂 光 丸	小 尾 一 彦
森 徹	宮 田 勝 文		

## まちづくり町民会議委員名簿

座 長 羽 磨 知成			
総務文教部会 部会長 貝 森 司			
喜 多 仁	森 徹	内 山 美穂子	柿 崎 俊 男
筒 淵 健 司	細 澤 正 典		
環境民生部会 部会長 浅 井 雅 之			
黒 沼 茂 樹	井 上 潤 一	上 田 敏 也	大 野 圭 市
西 田 由美子	澤 部 紀 博		
産業民生部会 部会長 小 川 純 文			
佐 藤 忠 雄	三 井 央 一	岡 本 修	牧 野 誠
井 出 優 香	貝 出 輝	辻 直 久	坂 口 惣一郎

## 忠類地域住民会議委員名簿

委員長 赤 石 裕 元			
副委員長 武 内 悠紀夫		副委員長 加 藤 茂 樹	
藤 谷 謹 至	菅 野 能 稔	村 上 富 二	出 井 君 子
永 田 信	佐 藤 敏 博	山 下 浩 昭	小 森 和 彦
三 島 まゆみ	及 川 昇	東 口 隆 弘	多 田 篤

# 幕別町総合計画策定審議会への諮問

幕企画第707号

平成19年8月9日

幕別町総合計画策定審議会会長 様

幕別町長 岡田和夫

## 第5期幕別町総合計画の策定について（諮問）

多くの住民の皆様と関係者のご理解のもと、平成18年2月6日に幕別町と忠類村が合併いたしました。両町村の総合計画は、ともに平成13年度から平成22年度までの計画となっており、計画期間を3年余り残すところではありましたが、合併して新たな町としての指針づくりを行う必要性から、このたび第5期幕別町総合計画を策定する運びとなりました。

つきましては、新しい視点から長期的に社会動向を展望しながら、町民と行政が一体となってまちづくりを推進するため、第5期幕別町総合計画の策定について、幕別町総合計画策定審議会条例第2条の規定に基づき諮問いたします。

# 幕別町総合計画策定審議会の答申

平成19年11月16日

幕別町長 岡田 和夫 様

幕別町総合計画策定審議会 会 長 青木 實

## 第5期幕別町総合計画の策定について（答申）

平成19年8月9日付け幕企画第707号で当審議会に諮問されたこのことについて、慎重に審議した結果、別添「第5期幕別町総合計画」としてまとめましたので、下記のとおり意見を付して、ここに答申します。

### 記

- 1 常に住民の視点に立った行政を展開するとともに、各種情報をわかりやすくかつ積極的に住民に提供し、住民と行政による協働のまちづくりを一層進めていただきたい。
- 2 企業誘致や定住促進を積極的に推し進め、雇用の場と定住人口の確保に努めていただきたい。
- 3 子育て支援をはじめ、高齢者や障がい者などが安心して暮らせる施策を積極的に推進していただきたい。
- 4 各種使用料について、受益者負担を基本としながらも、町全体として均衡がとれるよう適正化を図っていただきたい。

# 幕別町総合計画審議会条例

(昭和45年6月9日 条例第36号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、幕別町総合計画策定審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の総合計画に関し必要な調査及び審議を行なわせるため、幕別町総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は委員30人以内で組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者の内から、町長が委嘱する。

- (1) 町教育委員会の委員
- (2) 町農業委員会の委員
- (3) 国又は道の地方行政機関の職員
- (4) 町の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (5) 識見を有する者
- (6) 公募による者

(会長)

第4条 審議会に会長を置き委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長がかけたときは会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第6条 審議会は会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は企画室において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか審議会に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月24日条例第29号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年9月29日条例第60号)

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

# まちづくり町民会議運営要綱

(設置)

第1条 第5期幕別町総合計画(以下「総合計画」という。)の策定にあたり、これからの町の指針づくりについて、町民の意向を行政に反映させるため、町民有志による、まちづくり町民会議(以下「町民会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 町民会議は、総合計画における基本構想及び基本計画の素案を策定する過程において、現状及び課題などを調査検討し、意見提言をまとめ、その結果を町の職員で構成する幕別町まちづくりプロジェクトチーム(以下「プロジェクトチーム」という。)に報告する。

(組織)

第3条 町民会議は、町民でボランティアとして募集する委員21名以内並びにプロジェクトチームの部長及び部会長をもって組織する。

(座長)

第4条 会議には座長を置き、座長は会議の進行及び責任者を努める。

2 座長は、プロジェクトチームの部長があたる。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じ座長が招集する。

2 会議は、全体会議のほか、ワーキング部会を設ける。

3 ワーキング部会にはワーキング部会で互選した部会長を置く。

(全体会議)

第6条 全体会議は、ワーキング部会で検討された意見・提言を受け、これを取りまとめ総括する。

(ワーキング部会)

第7条 ワーキング部会の構成及び協議分類は、以下のとおりとする。

(1) 総務文教部会 生涯学習、学校教育、社会教育、芸術・文化、歴史的文化、スポーツ・レクリエーション、コミュニティ、男女共同参画社会、地域間交流、住民参加、行財政改革、広域行政、情報通信、協働のまちづくり、省・新エネルギー、定住促進、広報広聴、その他これに類すること。

(2) 環境民生部会 環境・衛生、墓地、防災・交通安全、消防・救急、防犯、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、地域福祉活動、社会福祉、社会保障、保健・医療、その他これに類すること。

(3) 産業建設部会 農業、林業、商業、工業、観光、労働、消費生活、土地利用、道路・交通、住宅・住環境、公園・緑地、上水道、下水道・排水処理、その他これに類すること。

(庶務)

第8条 町民会議の庶務は、企画室において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、町民会議に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

2 この要綱は、平成20年3月31日限り、その効力を失う。

# 忠類地域住民会議設置条例

(平成17年9月26日 条例第18号)

(設置)

第1条 忠類地域の住民の意向を行政に反映させ、行政と地域住民が協働して地域づくりを推進するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する町長の附属機関として、編入前の忠類村の区域に忠類地域住民会議(以下「住民会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 住民会議は、当該区域に係る次に掲げる事項のうち、町長から諮問されたもの又は必要と認めるものについて調査審議し、町長に意見を述べることができる。

- (1) 町の施策及び予算に関すること。
- (2) 町の各種計画に関すること。
- (3) 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条に規定する市町村建設計画の推進及び変更に関すること。
- (4) 町と当該区域の住民又は団体との連携の強化に関すること。
- (5) その他町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 住民会議は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、当該区域に住所を有する者で、次の各号に掲げるもののうちから、町長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等(以下「団体等」という。)に所属する者で当該団体等が推薦するもの
- (2) 識見を有する者
- (3) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、当該区域に住所を有しなくなったとき又は団体等が推薦を取り消したときは、その職を失う。

(委員長及び副委員長)

第5条 住民会議に委員長1人、副委員長2人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、住民会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した順位により、その職務を代理する。

(会議)

第6条 住民会議は、次の各号に掲げる場合に、委員長が招集する。

- (1) 委員長が必要と認めるとき。
  - (2) 委員の3分の1以上の者から招集の請求があるとき。
- 2 委員長は、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。
- 3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の運営)

第7条 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮ってこれを定める。

4 会議は、公開とする。

(答申及び意見の尊重)

第8条 町長は、第2条に規定する住民会議の答申及び意見を尊重し、当該区域の振興に努めるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第9条 住民会議の委員の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和46年条例第3号)の規定の例による。

(庶務)

第10条 住民会議の庶務は、忠類総合支所の地域振興担当部署において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、住民会議に関し必要な事項は、町長が定める。

#### 附 則

この条例は、平成18年2月6日から施行する。

## 第5期幕別町総合計画

平成20年3月

発行

幕別町

編集（問い合わせ）

幕別町企画室

〒089-0692 北海道中川郡幕別町本町130番地

TEL 0155-54-6610

FAX 0155-54-3727

E-mail kikakutanto@town.makubetsu.lg.jp

URL <http://www.town.makubetu.lg.jp>

# 第5期幕別町総合計画

人と大地が躍動しみんなで築くふれあいの郷土

2008～2017